

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第8期〕）策定に向けたパブリックコメントの実施について

計画（素案）の概要

基本理念

「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」

～地域包括ケアシステムの推進～

- 人間性の尊重
だれもが家庭や地域社会の一員として尊重される社会
- 支え合う地域社会
みんなで支え合い、役割を担う地域社会
- 自立した生活
健康で生きがいをもって暮らせる社会

本計画は、「人間性の尊重」「支え合う地域社会」「自立した生活」を基本理念である「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」をつくる不可欠な3つの要素としています。また、この基本理念は、原則、第3期計画（計画期間：平成18年度～平成20年度）から継承していますが、地域共生社会の実現に向けて、「共生」という文言を新たに加えており、「地域包括ケアシステムの推進」を図ることをさらに明確に示すため、副題としています。

基本目標

基本目標1 「健康で生きがいに満ちた暮らし」

- 1 健康長寿へのチャレンジ
- 2 生涯現役社会における生きがいづくりの推進

基本目標2 「住み慣れた地域で安心のある生活」

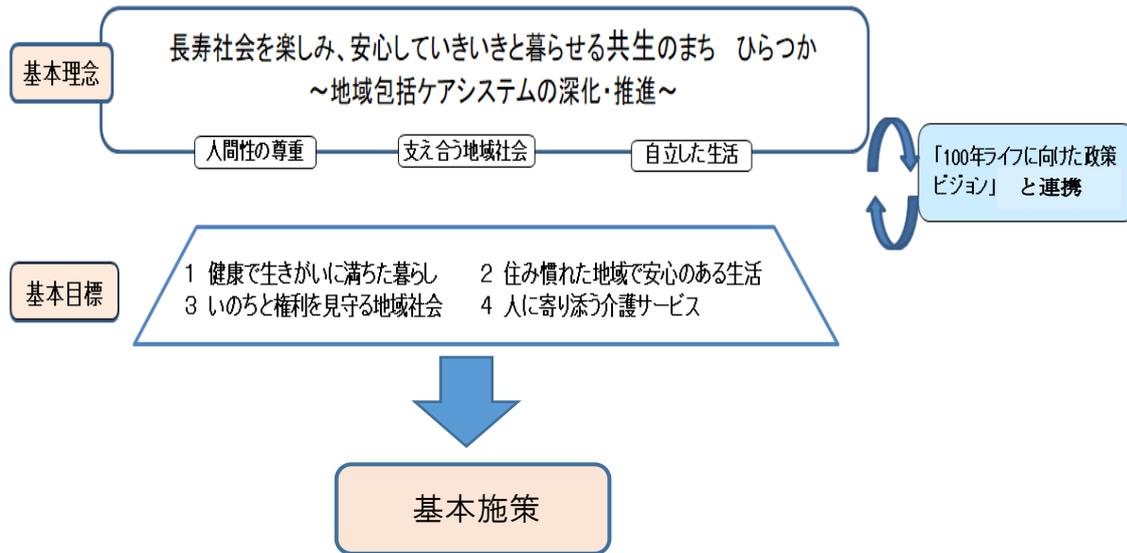
- 1 地域ネットワークの充実
- 2 医療・介護連携の推進
- 3 認知症支援策の推進
- 4 高齢者生活支援体制の構築
- 5 高齢者居住安定確保の推進

基本目標3 「いのちと権利を見守る地域社会」

- 1 孤独死の防止に向けた取組の充実
- 2 権利擁護事業の充実
- 3 災害に対する取組の推進

基本目標4 「人に寄り添う介護サービス」

- 1 介護保険事業の円滑な実施



計画の根拠

高齢者福祉計画は老人福祉法に基づき、介護保険事業計画は介護保険法に基づき策定するものです。また、この二つの計画は、密接な関連性をもつため、一体のものとして策定します。

計画期間

計画期間は、介護保険法により3年を一期とする計画を定めることが規定されており、本計画は令和3年度から令和5年度までの3年間の計画となります。

パブリックコメント実施内容

市民への公表	令和2年12月4日(金)
意見募集期間	令和2年12月4日(金)～令和3年1月5日(火) 33日間
周知方法	広報ひらつか(12月第1金曜日号)、市ホームページ

素案の閲覧方法

平塚市役所(市政情報コーナー、高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課)、駅前市民窓口センター、市民活動センター、各公民館、各図書館、各福祉会館に閲覧用の素案を配架します。また、市のホームページにも素案を掲載します。

意見の提出方法

郵送、ファクス、直接持参、電子メール、市長への手紙

意見への対応

提出された意見への個別回答は行わず、後日、内容ごとに市の考えを整理し、公表します。